

# 次期「神奈川県地域福祉支援計画」の改定内容について

現行計画の施策体系		
大柱	中柱	支援策 (小柱)
1 ひとづくり	(1) 地域福祉の担い手の育成	支援策1 行政・社協・地域包括支援センターをはじめとする地域福祉の推進を担う職員のスキルアップを推進します。
		支援策2 地域住民による支え合いを促進する人材を養成します。
		支援策3 地域福祉コーディネーターの地域への普及・定着を推進します。
		支援策4 民生委員・児童委員の地域福祉活動を支援します。
	(2) 福祉専門人材の確保・定着対策の推進	支援策5 福祉・介護人材が働きながら学べるキャリアアップのしくみをつくるとともに、キャリアパスの整備を促進します。
		支援策6 外国人介護職の確保・定着を支援します。
		支援策7 福祉・介護に係る就業相談や情報提供により福祉・介護人材を確保します。
		支援策8 若年層等へ福祉・介護の魅力を伝え、専門的な福祉・介護人材を確保します。
		支援策9 潜在的福祉・介護人材の活躍を促進します。
2 地域(まち)づくり	(1) 地域における支え合いの推進	支援策10 地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。
		支援策11 地域住民等による見守り活動の充実を図ります。
		支援策12 NPO等との協働・連携により、多様な福祉ニーズに対応した事業を実施します。
	(2) バリアフリーの街づくりの推進	支援策13 バリアフリーの街づくりを推進します。
		支援策14 情報バリアフリーを推進します。
		支援策15 外国籍県民の暮らしやすさを支援します。
(3) 外国籍県民への支援	支援策16 災害時における地域の防災力の向上を図ります。	
	支援策17 東日本大震災の被災者を支援します。	
3 しくみづくり	(1) 生活上の課題や福祉ニーズに対応するしくみづくり	支援策18 市町村等における相談・課題解決体制のネットワーク化を促進します。
		支援策19 課題等を抱える当事者自身の解決能力の向上を支援します。
		支援策20 発達障害支援センターの取組を推進します。
		支援策21 DV被害者を支援します。
		支援策22 新たな福祉ニーズの把握や情報発信に取り組みます。
	(2) 高齢者や障害者等の尊厳を支えるしくみづくり	支援策23 権利擁護の専門的な相談支援体制を充実します。
		支援策24 利用しやすい成年後見のしくみづくりに取り組みます。
		支援策25 認知症の人や家族等を支援します。
		支援策26 矯正施設退所予定者の社会復帰を支援します。
		支援策27 生活困窮者の自立を支援します。
(3) 生活困窮者の自立を支援するしくみづくり	支援策28 福祉サービス第三者評価を普及・推進します。	
(4) 福祉サービス評価制度のしくみづくり		

## 【国の動向等】

### 現状(背景)

#### 1 社会福祉法の一部改正(平成30年4月施行)

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部や地域力強化検討会等の議論を踏まえ、次のとおり社会福祉法の一部改正

##### (1) 地域福祉の推進について

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(以下の内容が追加)  
地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、地域住民等による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

※ 国及び地方公共団体の責務として、地域住民等による地域生活課題の解決を促進する施策、その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨、新たに規定。

##### (2) 都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項について

① 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針  
② 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上  
③ 福祉サービスの適切な利用促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備  
※H26国通知により生活困窮者自立支援法を盛り込むこととされた。

① 地域における高齢者、障害者、児童その他の福祉に関する共通事項  
② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針  
③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上  
④ 福祉サービスの適切な利用促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備  
⑤ 市町村事業(※)の実施の支援に関する事項  
※生活困窮者自立支援法を含む、包括的な支援体制の整備に係る事業

※国では、平成29年秋を目途に、地域福祉計画等のガイドラインの見直し予定。

#### 2 新たな法律等の施行

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月16日施行)
- ・再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年12月14日施行)
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成26年1月17日施行)
- ・子ども・子育て支援新制度(平成27年4月1日から)
- ・自殺対策基本法改正(平成28年4月1日施行)
- ・生活困窮者自立支援法(平成27年4月1日) ※平成30年度改正予定
- ・住宅セーフティネット法改正(平成29年4月26日公布、公布後6か月以内施行)
- ・かながわ憲章「ともに生きる社会」(平成28年10月14日)

概要資料添付

#### 【市町村、市町村社協からの県の支援についての主な意見】

- 国や他自治体(市町村)の情報の迅速な提供
- 県内外の先進的な事例や計画についての情報の集約及び提供
- 財政的な支援  
(人材確保、地域活動、包括的支援体制、法人後見、日常生活支援事業等)
- 人材育成に関する研修の実施  
(相談窓口職員、ボランティア、事業者、地域福祉の担い手、行政向け 等)
- 地域福祉の担い手育成研修等のプログラムの作成
- 全県的な普及啓発  
(民生委員・児童委員、ボランティアへの参加、成年後見制度 等)
- 専門職の派遣・助言
- 県内における県民主体サービスの調査

## 計画改定の主な内容

資料2-1

### 《計画全体の構成等》

○計画の目標とかながわ憲章との関係について整理する。  
→障害者計画等の内容(文言)と整合させる

○地域福祉の考え方を再整理する。  
→かながわ憲章や国が見直しする「地域福祉計画等のガイドライン」の内容を踏まえて整理する。

○計画に盛り込む事項に沿って、**柱建てを再構成**する。

○市町村が行う「我が事・丸ごと」の体制整備に対する支援を盛り込む。

○他の個別支援計画と連動し、**全体を包括する上位計画**として位置付け、高齢、障害、子ども等**分野横断的な観点**を加えた計画とする。  
→個別計画の重点等内容を連携させ、個別計画についても記載する。

○市町村の地域福祉計画の指針となる計画であることを明確にする。

### 《施策体系における個別課題》

○地域福祉を推進する人材の育成  
・地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーター等の役割分担や位置づけを整理し、県の支援策等を見直す。  
・民生委員・児童委員に対する支援、担い手養成等について、県の役割を整理する。  
・今後、大幅な介護人材不足が予想される中で、介護サービスの質を確保するために、**介護人材の質的・量的確保**を図る。

○災害時における地域支援体制の促進については、**大規模災害時に備えた民間関係団体とのネットワーク構築等**、県の施策や事業を反映していく。

○子どもの貧困対策について、**盛り込む**。神奈川県では、平成27年4月に「こどもの貧困対策推進計画」策定。

○再犯防止推進法に基づき、今後、県も計画を作成する。

○生活困窮者の自立支援について、国の法改正に関する動向を注視しつつ、次期計画に反映する。

○成年後見の利用の促進に関して、市町村の連携ネットワーク・中核機関の整備や取組状況の把握や必要な支援を展開する。

※ 施策体系(案)については、別紙のとおり。